情報ひろば

人吉市役所 ☎22－2111（代表）

住　　所　〒868-8601
人吉市西間下町７番地１
開庁時間　午前８時30分～午後５時15分
開 庁 日　月～金曜（祝日を除く）
ホームページ
https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/

人吉市関連施設

カルチャーパレス	☎24－3311
スポーツパレス	☎22－1688
水道局お客様センター	☎22－5497
保健センター	☎24－8420
石野公園	☎22－6700
鉄道ミュージアム	☎23－2000
図書館	☎24－3518
くまりば	☎22－5183

人の動き

人吉市の住民基本台帳人口
令和４年６月末日現在
※（）は前月比

総数	30,904人	（－３人）
男	14,345人	（±０人）
女	16,559人	（－３人）
世帯数	15,273世帯	（＋11世帯）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や被災の状況で、内容が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

被災に関するお知らせ

浸水住宅の復旧についての無料相談窓口

令和２年７月豪雨災害で住宅に浸水被害などを受けた皆さんに対し、住宅の復旧・再建についての相談窓口を、県内建築関係団体と連携して開設しています。地元工務店なども紹介できます。お気軽にご利用ください。相談窓口まで来ることが難しい人は、ご相談ください。

期日　毎週土・日曜日
時間　午後１時～４時
場所　県建築士会人吉支部（西間下町1132番地１　ENEOS矢黒給油所隣）
問合せ　県建築士会人吉支部（☎22-0044）

球磨川流域CO2削減住宅補助金

住宅の断熱化を支援しますので、ご活用ください。

対象者　次のどちらかに当てはまる人
①球磨川流域地域（人吉市・球磨郡を含む13市町村）にある住宅のリフォームをする人
②令和２年７月豪雨で被災（半壊以上）した球磨川流域地域の住宅を同地域で再建する人

助成額　対象建材（高断熱窓ガラスなど）の費用の３分の１（上限30万円）
問合せ　県環境立県推進課（☎096-333-2264）

お知らせ

東西コミセンを休館します

豪雨災害の復旧工事のため、東西コミセンを休館します。休館中、事務室は市カルチャーパレスへ移転します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休館期間　～令和５年３月31日㈮
※利用予約済みのものを除く
※工事の進捗状況で、期間が前後することがあります
事務室移転先　市カルチャーパレス１階和室（☎22-2111　内線6711）
問合せ　市社会教育課生涯学習係

お盆は市内の小・中学校が閉庁します

現在、学校現場の長時間勤務が社会問題になっています。学校教育の充実に向けて教職員が心身ともに健康な状態でゆとりを持って子どもたちと向き合う環境をつくることを目的に、市では８月に教育活動を行わない「学校閉庁日」を設定します。ご理解とご協力をお願いします。

学校閉庁日　８月12日㈮、15日㈪
※閉庁時の緊急的な問い合わせは、市学校教育課にご連絡ください。
問合せ　市学校教育課教育係

人吉市教育委員会定例会を傍聴できます

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。

期日　８月26日㈮
時間　午前９時30分～
場所　市役所４階委員会室１
問合せ　市学校教育課総務係

ひとり親世帯を支援する新たな給付金を支給します！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を考えた生活の支援を目的に「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します。

対象者
①令和４年４月分の児童扶養手当受給者
②公的年金など※を受給していることで、令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※公的年金など…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

支給額　児童一人当たり一律５万円

申請方法
・対象者①の人は、６月に支給済みのため申請不要です。
・対象者②③の人は申請が必要です。
※公的年金受給者や所得制限で児童扶養手当の手続を行っていない人は、対象者として把握できていないため申請書を送ることができません。必ず市福祉課までご連絡ください。

申請期限　令和５年２月28日（火）

問合せ　市福祉課児童福祉係（☎２２－２１１１　内線１２５５）

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給します！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を考えた生活の支援を目的に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を支給します。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象者
次の①②の両方に当てはまる人（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）
①平成16年４月２日（特別児童扶養手当の対象となっている児童の場合は平成14年４月２日）から令和５年２月28日までに出生した児童を養育する父母など
②令和４年度住民税（均等割）が非課税の人、または令和４年１月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税（均等割）が非課税相当の収入となった人

支給額　児童一人当たり一律５万円

申請方法
申請が不要な人と必要な人に区分され、主たる生計維持者（所得が高い方）が申請者となります。

申請が不要な人
●令和４年４月から令和５年３月分までのどれかの月分の児童手当の受給者で、令和４年度住民税（均等割）が非課税の人（職場から児童手当を受給している公務員を除く）
●令和４年４月から令和５年３月分までのどれかの月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和４年度住民税（均等割）が非課税の人

申請が必要な人
●上記「申請が不要な人」に当てはまらない人
→申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に市福祉課（市役所１階７番窓口）に提出してください。

申請期限　令和５年２月28日（火）
※申請書の不備などで振り込みができない場合や、連絡・確認ができない場合は、支給できませんのでご注意ください。

問合せ　市福祉課臨時特別給付金推進室（☎２２－２１１１　内線１２５１・１２５２）